

**令和7～9年度広報紙「NOSA Iながさき」  
編集印刷製本等業務委託仕様書**

**1. 件名**

広報紙「NOSA Iながさき」編集印刷製本等業務

**2. 広報紙「NOSA Iながさき」について**

(1)発行目的

県内農家・組合員等が農業保険法を基とした農業共済制度並びに収入保険制度への理解及び加入を促すとともに、長崎県の農業を支える当組合の事業に対して共感（認知、興味・関心、理解）と信頼（参画、協力）を持つきっかけとなるよう、各種事業等を分かりやすく効果的に伝えることを目的とする。

(2)編集方針

・農業共済制度並びに収入保険制度に関する内容

制度周知、加入促進、お知らせ等を掲載する。幅広い世代に内容を理解してもらえるよう、図や写真を利用し、簡素な文章を目指す。

・インパクトのある表紙の作成

「手に取りたくなる広報紙」を目指すため、表紙のインパクトを重視し、子どもの笑顔輝く写真を掲載する。

・特集記事の掲載

事務的なお知らせや制度の説明だけでは広報紙を読んでももらえないため、幅広い世代の読者の興味を引く役割を果たす特集を企画する。

・連載企画の掲載

毎号の紙面を読んでもらうこと、多くの組合員関係者を掲載することを目的に毎号の連載企画を掲載している。現在「がんばるなかまたち」「とぴっくすーまちの話題」「ながさキラリ」「多種多農」「Dreamer－若いちから」「とっておきレシピ」「Myベストパートナー」を連載している。

**3. 業務内容**

(1)広報紙「NOSA Iながさき」の編集・印刷・製本・納品等に係る業務。

ア 当組合から提供する原稿及び写真等を元にデザイン、レイアウト、イラストの作成・使用など広報紙作成に係る一切の作業工程及び進行管理を含む。

※初稿原稿の入稿から納品までは1ヶ月程度を想定

イ 当組合が指定する期日までに、指定する場所へ、指定する部数の成果物を破損・欠損なく納品する。

ウ 広報紙各号納品後、NOSA I長崎本所にデジタルデータ（PDF）を納品する。

#### 〈納品指定場所〉

納品日までに下記11事務所に指定する部数を直送にて納品すること。なお、委託料については各号納品完了後に支払う。

- ・本所 諫早市永昌東町22-10
- ・西部支所 長崎市西海町1529-1
- ・県央支所 諫早市幸町66-10
- ・県南支所 雲仙市瑞穂町西郷甲1111
- ・県南支所南島原事務所 南島原市北有馬町丁107-1
- ・西部支所五島事務所 五島市籠淵町2373-3
- ・県北支所 佐世保市柚木町2702-3
- ・宇久・小値賀 佐世保市宇久町平2581-5  
出張所 佐世保市役所宇久行政センター内
- ・県北支所平戸事務所 平戸市田平町一関免52-11
- ・壱岐対馬支所 壱岐市郷ノ浦町牛方触813-2
- ・壱岐対馬支所対馬主張所 対馬市豊玉町仁位950-2

#### 4. 概要・仕様・規格・構成

##### (1) 発行回数及び部数

- ・発行回数 年4回（7月、10月、12月、2月予定）
  - ・発行部数 123,800部（30,950部×4回）
- ※年度ごとに部数の変動あり

##### (2) 仕様

用紙：A4判、綴じ方：綴じなし・2穴あり、頁数：16頁予定、印刷：カラー

##### (3) 規格

使用する用紙は、めくりやすく一般的な広報誌等の規格と同等のもので且つコスト低減に寄与するもの。読みやすさ見やすさなどに配慮したフォント、書体、デザイン、カラーを使用すること。

##### (4) 紙面構成

紙面構成は各号により異なる。初稿用原稿入校より前に当組合にて策定し通知する。下記はその一例。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 表紙（1頁）     | タイトル、ロゴ、目次、紙面に誘導する写真の掲載    |
| 特集（2～5頁）   | 当組合が指定する特集記事の掲載又はその他事業関連情報 |
| 記事（6～13頁）  | 連載企画、家畜診療所情報、お知らせ等         |
| 記事（14・15頁） | 中古農機具情報                    |
| 記事（16頁）    | 連載企画、表紙紹介、その他発行元情報         |

## 5. 入稿・校正

- (1)当組合はワード、エクセル、パブリッシャー等で作成した原稿（仮レイアウト）をメールもしくは記録メディア等にて随時入稿する。
- (2)受託者は原稿を基に校正ゲラ（誤表記や文字数調整等の確認含む）を当組合編集担当者に随時送信する。
- (3)当組合は校正ゲラを基に確認・修正を行う。

## 6. その他

- (1)本プロポーザルは受託候補者を決定するためのものであり、実際に委託する業務内容は変更があり得る。また、契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度協議のうえ決定する。
- (2)契約期間は締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、委託者において業務委託を継続することが不相当と判断し、受託者にその旨を通知した場合はその限りでない。
- (3)業務受託により知り得た個人情報や当組合の情報は外部に漏れないよう、厳重に管理すること。